



壱岐市結婚新生活支援事業補助金申請手順

①相談

担当者に電話または窓口で相談しましょう。
 窓口相談で条件を満たしている場合は即日申請書等の様式をお渡しできます。
 電話の場合は郵送請求することができます。
 壱岐市ホームページからもダウンロード可能です。

②所得額の確認

補助金受給条件に夫婦の前年総所得額の合計が500万円未満という条件があります。次の書類を参考にご夫婦の総所得額を確認しましょう。

- (1) 所得証明書
 1月1日時点の住所地で取得できます。
 ※壱岐市の場合1通350円
- (2) 特別徴収税額の決定通知書または普通徴収税額の決定通知書
 ※毎年5月～6月頃届きます。

③講座の受講

所得条件をクリアしたら申請書を提出する前に長崎県が指定する講座（オンライン）を受講しましょう。
 ご夫婦ともに受講することが条件です。
 動画を視聴するタイプの講座なので、ご夫婦がそれぞれ都合のいい時間に受講することができます。
 講座受講後はアンケートに回答してください。
 アンケートに回答後に整理番号が付与されますので、申請書提出時に担当者に提示してください。

④申請書の提出

申請書を地域共創課窓口に出ししましょう。

- (1) 壱岐市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
- (2) 無職・無収入申立書兼誓約書
 ※収入を得ていない場合に提出してください。
- (3) 住宅手当支給証明書
 ※仕事をしている方で家賃に対する補助金を受給したい場合に提出してください。
 ※ご夫婦ともにお仕事をされている場合は、それぞれの勤務先から証明をいただってください。
- (4) 所得証明書
 ※最新の証明書が必要です。（申請書提出年の前年分）
 ※申請書提出年の1月1日時点で壱岐市に住所を置いていなかった場合は前住所地で取得してください。
- (5) 住民票（写し・ご夫婦分）
- (6) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書・ご夫婦分）
- (7) 納税証明書（未納がない証明書・ご夫婦分）
- (8) 奨学金返済額が分かる書類（写し・奨学金の返済をしている場合）

⑤請求

申請書提出後に壱岐市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書が届いたら、領収書等を整理し補助金を請求しましょう。
 各経費の必要な領収書等は裏面をご覧ください。

- (1) 壱岐市結婚新生活支援事業補助金請求書

補助対象経費別必要書類一覧表

<p>新規の住宅取得</p>	<p>(1) 工事請負契約書（写し・新築住宅の場合） (2) 売買契約書（写し・建売住宅または中古住宅取得の場合） (3) 登記事項証明書（写し・建物分） (4) 建物の配置図または平面図 (5) 位置図 (6) 工事内訳書（写し・新築住宅の場合） (7) 領収書</p>
<p>リフォーム費用</p>	<p>(1) 工事請負契約書（写し）または請書（写し） (2) 位置図 (3) 工事内訳書（写し） (4) リフォーム前後のリフォーム箇所の写真 (5) 領収書</p>
<p>賃貸物件</p>	<p>(1) 賃貸借契約書（写し） (2) 敷金・礼金・保証金・共益費・仲介手数料に対する補助を受ける場合は金額が確認できる書類（写し） (3) 領収書</p>
<p>引越し費用</p>	<p>(1) 領収書 ※家財道具運搬のために借りた車のリース費用は対象外 ※不要となった家財道具の処分料は対象外</p>



お問い合わせ先

老岐市役所地域共創課

☎ 0920-48-1134

✉ iki-kikaku@city.iki.lg.jp

👤 村田・澤田